

令和4年度 株式会社ツカダ運輸 安全管理規程（事業年度 令和4年8月1日～令和5年7月31日）

1、 企業理念

株式会社ツカダ運輸は、様々なモノの運搬を行う企業として、夢を運び、地域・地球環境との共生を究極の目的とし、顧客に対する絶対的な価値の提供を企業理念とする。
株式会社ツカダ運輸の経営品質は、従業員（ヒト）の品質であると考え、従業員の質的向上を永遠の命題と位置付け、安全活動においてもヒトから始まりヒトに終わる姿勢を堅持する。

2、 輸送の安全に関する基本的な方針及び重点施策

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- (3) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (4) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (7) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3、 社内への周知方法

「安全方針」を従業員に配布するとともに社内及び営業所等に掲示する。

4、 輸送の安全に関する目標

(8) 交通事故の減少目標

ア) 重大人身事故（第一当事者）	目標	0 件	（前年度 0 件）
イ) それ以外の人身事故	目標	0 件	（前年度 0 件）
ウ) 物損事故	目標	0 件	（前年度 0 件）

目標達成状況

ア) 重大人身事故	0 件
イ) それ以外の人身事故	0 件
ウ) 物損事故	1 件（貨物車両）

5、 目標達成のための計画

- ・定期的なヒヤリ・ハット体験報告会及び危険個所の把握で情報を収集、分析し、その情報を共有することで事故防止に取り組む。（週1回程度）
- ・輸送の安全に関する教育及び研修を定期的に行う。（1回/月）

(2) 輸送の安全に関する投資額（計画）

ア) 定期健康診断費用	1 式	予算額	300,000 円
イ) アルコールチェッカーの保守点検	1 式	予算額	48,000 円
ウ) 運行管理者の教育	1 式	予算額	30,000 円

安全への投資結果

ア) 定期健康診断	342,056 円
イ) アルコールチェッカーの保守点検・購入	87,000 円
ウ) 運行管理者の教育	3,200 円
エ) 適性診断	11,000 円
オ) インフルエンザ予防接種	18,000 円

6、 事故に関する統計（令和4年度）

総件数 0 件（人身 0 件、物損 1 件）

7、 輸送の安全に係わる処分（輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分）

処分の内容	処分、改善命令等	なし
処分に基つき講じた措置（対策）	処分、改善命令等	なし

8. 安全教育

(1) 運輸規則規定の教育訓練

(旅客)

事業用自動車を運転する場合の心構え
事業用自動車の運行の安全を確保するために厳守すべき基本的事項
運転者の適性に応じた安全運転
健康管理の重要性
適切な運行の経路における道路及び交通の状況
事業用自動車の構造上の特性
危険の予測及び回避及び緊急時における対応方法
交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
乗客中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
安全性の向上を図るための装置を備える車の適切な運転方法
ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転指導
ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験の共有

(貨物)

上記(1)の ~ 、 までは共通
貨物の正しい積載方法
過積載の危険性
危険物を運搬する場合に留意すべき事項

上記の教育項目以外に、下記の教育項目も適時実施すること

時季的な交通状況
清掃・日常点検
日報等の記録業務

- ②1 接客態度や運転マナー
- ②2 苦情や業界を取り巻く環境
- ②3 薬物等の危険性の認識
- ②4 危険個所の把握
- ②5 高齢者及び児童等に対する注意事項

(2) 特定の運転者に対する教育訓練

- A、事故惹起運転者に対する指導教育
死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起した乗務員
- B、乗務員として新たに雇い入れた従業員
初めて乗務する前、3年間他社で乗務員として常時選任された者は除く
- C、高齢運転者に対する教育訓練
65歳以上の乗務員

(3) 緊急時対応教育

- A、火災訓練
- B、地震、その他の自然災害時の対応
- C、交通事故時の対応
- D、バスジャック時の対応
- E、テロ防止
- F、新型インフルエンザおよび感染症感染防止対策